

概要書面番号



ADIMA CROWN

概要書面

～ビジネス会員登録のご案内～

2022年6月1日改訂版

【説明を受けられる方へ】

この書面は、合同会社ADIMACROWNの事業内容をご理解頂くために作成したものです。説明を受けられる方は以下の内容をお守りください。

1. 概要書面を受け取り、必ず保管してください。
2. 概要書面の内容を説明者と確認してください。
3. 概要書面をご理解、ご納得されたうえで、ご自身で、
ビジネス会員「登録申請フォーム」(Web登録画面) 又は、登録申請用紙
(FAX・郵送)にてご登録ください。

※登録手続き完了後、ADIMACROWNより【契約書面】を郵送いたします。

【ご紹介者・ご説明者 様へ】以下の内容をお守りください。

1. 概要書面を必ずお渡しください。
2. お渡しの際には、氏名、連絡先、本書面交付日をご記入ください。
3. 概要書面の内容を十分にご説明ください。

※合同会社ADIMACROWNの事業におけるビジネス会員の募集形態は、特定商取引に関する法律「連鎖販売取引」(第37条第1項)に該当します。

本書面交付日： 年 月 日

◆説明者(アドバイザー)

ID : _____

氏名 : _____

TEL : _____

◆紹介者

ID : _____

氏名 : _____

TEL : _____



わたしたちは
“本物”を追求し続け
あなたと共に豊かな未来を創ります

- 《仲間》 新たな出逢いを喜び 絆を深め
互いの成長を認め合える仲間を作ろう
- 《経済》 周囲の成功に貢献することで
本当の豊かさを築き上げよう
- 《健康》 健康はすべての源
豊かな人生を支える身体を作ろう

これらを企業哲学とし、日本人の遺伝子に刻み込まれた道德の輪を
会員と紡いでゆきます。

ADIMACROWN は育んだ文化のアウトバウンドで、世界に貢献し続けます。

All Decentrized Ism Makes Ambition.

統括者の名称／代表者（CEO）／所在地／電話番号

- 社名 合同会社ADIMACROWN
- 統括者 代表社員 鎌倉 庸臣
- 日本法人設立 2020年1月20日
- 所在地 〒733-0003 広島県広島市西区三篠町 1-12-12-3F
- TEL 082-509-1775
- FAX 082-509-1776
- HP <https://adimacrown.co.jp>

○事業目的

ADIMACROWNの哲学は、『“本物”を追求し続け あなたと共に豊かな未来を創ります』です。
【仲間】【経済】【健康】を柱として世界に貢献していきます。

○事業内容

1. 取扱い商品サービスの提供事業
2. CM（広告）受託事業

取扱い商品（商品セット）

1. 【ADIMA SELECT】 厳選された商品を購入可能
2. 【ADIMA MALL】 オンラインマッチングサイト事業におけるサービス利用、事業参加権利
3. 【ADIMA STYLE】 福利厚生サービスの利用権利
4. 【ADIMA ENERGY】 電気事業におけるサービス利用、事業参加権利
5. ADIMA CROWN 会員募集権利

Contents（項目）

■ 統括者の名称/代表者(CEO)/所在地/電話番号	P3	■ 取扱い商品	P7
■ 取扱い商品（商品セット）	P3	■ 特定利益（ボーナスプラン）	P8～P9
■ 用語集	P4	■ ボーナス規定	P9
■ 登録の種類	P4	■ 弊社からの解約など	P10
■ 登録条件	P4	■ 中途解約の制度	P10
■ 再登録	P4	■ 返品・不良品について	P10
■ 特定負担	P4	■ 抗弁権の接続	P10
■ 特定利益	P4	■ 相続および名義変更	P10
■ ビジネス会員登録申請方法	P5	■ 各種変更手続き	P10
■ お支払い方法	P5	■ ADIMA PRIDE	
■ ご契約にあたっての注意事項	P6	（コンプライアンス規定・禁止行為）	P11
■ 特定負担に関する事項	P6	■ 違反行為に対する処分	P11
■ ビジネス会員募集規定	P6	■ 個人情報に関する事項	P11
■ クーリング・オフに関して	P6		

用語集

愛用会員	弊社に愛用会員登録した方
ビジネス会員	弊社にビジネス会員登録した方
紹介者	貴方に弊社を紹介した方
直紹介者	紹介者に直接、弊社を紹介されたビジネス会員登録された方
CM（広告）受託事業	国内外の協賛企業様のCM（広告）を受ける事業
登録コース	弊社のビジネス会員になる（ビジネス会員権利取得の）ための登録方法 （7種類：S1・S3・S6・B1-1・B1-F・B2-3・B2-F）
ADIMAサービス	ADIMA SELECT, ADIMA MALL, ADIMA STYLE, ADIMA ENERGY,
ユニレベル組織	ご自身から構成される組織形態のひとつ、直紹介者から直紹介者へと繋がる組織形態
バイナリー組織	ご自身から構成される組織形態のひとつ、左右2系列に配置される組織形態
ポイント（P）	成果を報酬や成績に反映するために計算する単位
アクティブ	当該月において、弊社ビジネス会員として月会費の購入実績がある状態

登録の種類

1. 愛用会員登録

弊社が取扱う商品（紅のしずく）を愛用会員価格10,000円（税・送料込）にて購入できます。ただし、自己消費のみとし、商品の販売やビジネス活動はできません。

※愛用会員はクーリング・オフ対象外となります。

2. ビジネス会員登録

弊社が提供する7種類の登録コース（S1, S3, S6, B1-1, B1-F, B2-3, B2-F）の【特定負担】をすると弊社が提供する商品・マーケティングプランを活用しビジネス活動ができます。ビジネス活動をすることによって得られる利益【特定利益】があります。

登録条件

○愛用会員登録

- すでにビジネス会員登録をされている方のご紹介が必要です。
- 満20歳以上の社会人（個人）とします。

○ビジネス会員登録

- すでにビジネス会員登録をされている方のご紹介が必要です。
- 日本国内に住民票のある満20歳以上の社会人とします。
ただし、学生、反社会的勢力関係者、成年被後見人、被保佐人、被補助人は登録できません。またビジネスを行う上で弊社が不適切と判断した人も登録できません。
※80歳以上の方はご本人の同意書の提出が必要です。また、ご本人が電話確認を取れる方とします。
- 日本国籍を持たない方の場合、外国人登録証明書ならびにビジネス活動が可能な残留資格（永住者・就労制限なし）が必要です。
- 法人登録の場合は法人名+代表者名義にて登録ができます。（満20歳以上の社会人）
法人登録の口座は、会社名義の口座のみご指定できます。
※直近3ヵ月以内に発行された履歴事項全部証明書の提出が必要です。

再登録

- 再登録を申請する場合は解約の効力が発生した日から6ヵ月経過後の翌月1日から申請可能となり、新規ビジネス会員登録と同じ扱いになります。
- 資格解除（強制退会）および、解約の理由の如何によっては再登録を認めないものとします。なお、再登録を認めない理由は公表しないものとします。

特定負担

※「特定負担に関する事項」（P6）を参照

特定利益

※「特定利益（ボーナスプラン）」（P8～P9）を参照

ビジネス会員登録申請方法

説明者（アドバイザー）、紹介者、ID、氏名、連絡先、本書面交付日が記入された【概要書面】を受け取り、事業内容を説明者をご確認ください。

Web入力「登録申請フォーム」・登録申請用紙(FAX・郵送)
報酬受取用銀行口座入力（本人名義）

登録料お支払い

※全て税・送料込表記です

スタンダード登録	登録料	28,700円
スタンダードファミリーパック3登録	登録料	47,060円
スタンダードファミリーパック6登録	登録料	74,600円
ビジネス①登録	登録料	48,700円
ビジネス①ファミリーパック6登録	登録料	76,240円
ビジネス②登録	登録料	61,700円
ビジネス②ファミリーパック6登録	登録料	89,240円

※銀行振込にてお支払いの方はご利用明細書を保管しておいて下さい。
(提出を求められることがあります)

【銀行自動引落】
預金口座振替依頼書

【法人名義登録の場合】
履歴事項全部証明書（発行3ヶ月以内）

【80歳以上の方】
同意書

郵送

手続き完了

データ・書類・入金確認

審査

承認

登録手続き完了

会員へ郵送

【郵送物】

- ・契約完了のお知らせ
- ・初回登録セット
「契約書面」、「販任用概要書面」、
「会員証」、「PRODUCT ガイド」

※お申込み（Web入力）月の翌月第一営業日までにご入金を確認できない場合は、申請をキャンセル扱いとさせていただきます。登録をご希望の場合は、改めてご申請いただく必要がございます。

お支払い方法

<登録料のお支払い>

○お振込みの場合

金融機関名：GMO あおぞらネット銀行 支店名：法人第二営業部
種別：普通 口座番号：1042598 名義：ド) アディマクラウン
※振込手数料はご負担ください。

○クレジットカード(デビットカード)ご利用の場合

- ・登録申請フォーム(Web登録画面)にてご指定ください。
- ・登録申請用紙(FAX・郵送)の場合は決済ID取得後用紙にご記入ください。

<月会費のお支払い>

○口座振替の場合

預金口座振替依頼書を下記へ送付してください。

○クレジットカード(デビットカード)ご利用の場合

マイページにてご決済ください。

【書類送付先】 〒733-0003 広島県広島市西区三篠町1-12-12-3F

合同会社ADIMACROWN 宛

ご契約にあたっての注意事項

ビジネス会員登録希望の方へ、以下の事項を十分ご説明ください。

1. 統括者の説明と商品の種類、内容、利用方法について
2. 登録料や月会費（特定負担）について
3. 契約解除（クーリングオフ）、中途解約、解約について
4. このビジネスにおいて得られる報酬（特定利益）について
5. その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について

特定負担に関する事項

登録コース	コース名		登録料	セット内容
スタンダード (1ポジション)	—	S1	28,700円	・紅のしずく×1, ADIMAサービス
	ファミリーパック	S3	47,060円	・紅のしずく×3, ADIMAサービス
		S6	74,600円	・紅のしずく×6, ADIMAサービス
ビジネス① (フルパッケージ1) (3ポジション)	—	B1-1	48,700円	・紅のしずく×3, ADIMAサービス
	ファミリーパック	B1-F	76,240円	・紅のしずく×6, ADIMAサービス
ビジネス② (フルパッケージ3) (3ポジション)	—	B2-3	61,700円	・紅のしずく×3, ADIMAサービス
	ファミリーパック	B2-F	89,240円	・紅のしずく×6, ADIMAサービス

※全ての登録料には、「登録事務手数料」と「初回登録セット」代金11,000円(税込)、送料1,200円(税込)を含みます。

※セット内容に初回登録セット(登録用紙、商品パンフレット、会員証)がすべての登録コースに含まれています。

※登録コースについてはそれぞれ初回購入パックとなります。

※B1-1(001), B2-3はポジション毎で16,500円、B1-1(002, 003)は10,000円で紅のしずくがポジション毎に1個となります。

※B1-F(001), B2-Fはポジション毎で25,680円、B1-F(002, 003)は19,180円で紅のしずくがポジション毎に2個となります。

※翌月度から月会費の支払いが必要となります。

※001ポジションの月会費は月会費①16,500円(税・送料込)です。002ポジション以降は月会費①16,500円(税・送料込)と月会費②10,000円(税・送料込)を選択できます。(P8参照)マイページより選択下さい。

※ADIMA STYLE(福利厚生)はアクティブ(月会費①)ポジションが対象です。

ビジネス会員募集規定

1. 募集活動にあたり、全てのビジネス会員は独立した事業主であり、弊社との間に雇用契約関係はありません。
2. 募集活動に用いる書類およびパンフレットなどは弊社が配布したものしか使用できません。ただし、事前に弊社の許可を受けたものはその限りではありません。
3. 募集活動をおこなう場合は、特定商取引法および関連法規を遵守し、必ず活動をおこなう本人の名前を明示しなければなりません。勧誘行為を始めるに先立って、弊社、ご自身の氏名または名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結に関する勧誘目的である旨および取扱い商品の内容を明示しなければなりません。
4. 本書面に違反して募集活動、登録などをおこなうことにより、弊社に損害を与えた場合は、ビジネス会員自身が責任を負い、損害処理に当たらなければなりません。
5. 社会情勢の変化や、特定商取引法・消費者保護法等関連法規の改正等に応じて、概要書面・契約書面および、特定利益・取扱い商品・ビジネス会員規約または登録料などの変更が弊社ホームページ掲載のうえ、おこなわれることがあります。
6. ビジネス会員と弊社に関する一切の紛争については、弊社所在地の広島地方裁判所を管轄裁判所とします。
7. ビジネス会員が愛用会員をビジネス会員登録に勧誘する場合は、愛用会員登録後、商品受け取りしたのちに2週間経過後から可能とします。

クーリング・オフに関して

1. ビジネス会員登録された場合、契約書面を受領された日または商品（初回セットを含む）を受領された日のいずれかの遅い日から起算して20日間は、書面により無条件で申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）をおこなうこと（以下クーリング・オフ）ができます。クーリング・オフの効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。 (表面)
2. この場合お客様は
 - ①損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに引き渡された商品などはご返却いただきますが、返却に要する費用などの支払い義務はありません。
 - ③すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。 (裏面)
3. 不実のことを告げられたり誤認したり、威迫され困惑してクーリング・オフできなかった場合は、改めて弊社からクーリング・オフができる旨の書面を受領し、説明を受けた日を含む20日間においてクーリング・オフができます。
4. なお、法人登録、愛用会員にはクーリング・オフは認められません。

郵便はがき
733-0003
広島県広島市西区
三篠町 1-12-12-3F
合同会社
ADIMACROWN 宛

・クーリング・オフ
申請日
20xx年 月 日
・初回入金日
20xx年 月 日
上記日付の申込は撤回、または契約を解除いたします。
・ご住所
・電話番号
・ご契約者名

1. ADIMAサービス



1. 【 ADIMA SELECT 】 厳選された商品を購入可能
 ○ADIMACROWNが厳選した、さまざまな商品を特別価格にてご購入いただけます。
 ※商品を追加購入するには月会費①の支払いが必要です。

商品名			紅のしずく	販売価格 (税込)	送料 (税込)	購入価格 (税込)	1箱あたり	個数	送料 (税込)
紅のしずく	SS-A01	60P	1箱	¥9,720	¥360	¥10,080	¥9,000	1~2	¥360
紅のしずく10	SS-A10	550P	10箱	¥91,800	¥1,200	¥93,000	¥8,500	3~4	¥870
紅のしずく30	SS-A30	1,500P	30箱	¥259,200	¥1,800	¥261,000	¥8,000	5~9	¥1,200

※SS-A01の注文数量は1~9まで、SS-A10の注文数量は1~2までとなります。

○ADIMAポイント(AP)

月会費およびADIMA SELECTにて購入したポイントと同数のADIMAポイント(AP)が付与されます。「計算ポイント表」(P8)を参照

APはADIMA SELECTにて1APは1円として使用できます。(1決済当たり上限3,000AP)

※有効期限はADIMAポイント(AP)付与最新月より1年間とする。

2. 【 ADIMA MALL 】 オンラインマッチングサイトにおけるサービス利用、事業参加権利
 ○事業概要 : 広告や求人無料で掲載できる会員制のマッチングサイトです。
 ○サービス利用 : 会員証提示で様々な優遇特典が楽しめます。
 ○事業参加 : 集客率向上や会員同士の相互支援を目的とした独自マッチングシステムによって、ビジネスの発展、成長の加速に活用できます。
3. 【 ADIMA STYLE 】 福利厚生サービスの利用権利
 ○冠婚葬祭をサポート(慶弔見舞金)します。
 ※詳しくは「ADIMA PRODUCT ガイド」、ホームページ「ADIMA STYLE」をご覧ください。
 ※下記、受益制限に該当しない必要があります。
4. 【 ADIMA ENERGY 】 電気事業におけるサービス利用、事業参加権利
 ○サービス利用 : 新電力の電力プランの中から、自分に合ったプランをお選びいただけます。
 ○事業参加 : 自身のオリジナルブランド電力を設立することで、一般家庭や店舗、工場などの電力切り替えの取次をしていただけます。

※2~4は、001ポジションでのみ有効です。

※但し、【 ADIMA STYLE 】は月会費①をお支払いのポジション口数分が対象となります。

※すべてのサービスを利用するためには当月の月会費①の支払いが必要です。

2. ADIMA CROWN会員募集権利

「特定利益(ボーナスプラン)」(P8~P9)を参照

<慶弔見舞金の受益制限>

次の事項に該当する場合は受理できないものとします。

- ① 契約日より3ヵ月間は免責期間です。※退院祝い金・死亡弔慰金
- ② 退院祝い金は年1回利用可能、2回目以降の利用は退院日から1年経過後に利用可能になります。
 同じ病気の入院は対象外になります。
- ③ 退院祝い金は対象月を含む前通算6ヵ月間の月会費①がアクティブでない場合。
- ④ 死亡弔慰金は対象月前月までの通算6ヵ月間の月会費①がアクティブでない場合。
- ⑤ 結婚祝い金・出産祝い金は対象月を含む累積6ヵ月間の月会費①がアクティブでない場合。
- ⑥ 地震、噴火または津波など、天災を直接の理由とした入院・死亡。
- ⑦ 戦争または外国の武力行使などを直接理由とする入院・死亡。
- ⑧ 故意、重過失、犯罪行為または戦闘行為によって生じた入院・死亡。
- ⑨ 刑の執行、拘留または収監中に起きた入院・死亡。
- ⑩ 無資格運転、酒酔い運転または薬物およびシンナーなどの影響により、正常な運転ができない状態にて生じた事故による入院・死亡。
- ⑪ 自殺またはその他類似する事由での入院・死亡。
- ⑫ ビジネス会員登録時、すでに死亡原因になる病気が発生していた場合。
- ⑬ 感染症(感染症法に基づく)による入院・死亡。
- ⑭ 発生から6ヵ月以内に申請がなされなかった場合。
- ⑮ 月会費①がなかった場合。

※申請の際は、ADIMA STYLE申請書と必要書類をご提出ください。

※消印を有効とします。

※詳しくは「ADIMA PRODUCT ガイド」をご覧ください。

1. ファーストボーナス(紹介手数料・登録サポート料)

・紹介手数料 **全登録コース 3,000円/件(新規ビジネス会員登録)**

ビジネス会員が新規ビジネス会員を紹介し、登録した際に支払われます。

・登録サポート料 **全登録コース 3,000円/件(新規ビジネス会員登録)**

内容などを正しく説明し、登録申請フォーム(Web入力)又は登録申請用紙(FAX・郵送)を適切に支援した説明者(アドバイザー)へ支払われます。

※登録申請手続きの不備や、説明義務を怠り、不備が解消されない場合は支払われません。

※系列は問いません

【計算ポイント表】

登録コース	コース名		登録料	計算ポイント	B1-1			B2-3		
	スタンダード	S1			001	002	003	001	002	003
スタンダード (1ポジション)	スタンダード	S1	28,700円	100P						
	ファミリーパック	S3	47,060円	220P	100P	60P	60P	100P	100P	100P
		S6	74,600円	400P	¥16,500	¥10,000	¥10,000	¥16,500	¥16,500	¥16,500
ビジネス① (フルパッケージ1)	—	B1-1	48,700円	220P	B1-F			B2-F		
	ファミリーパック	B1-F	76,240円	400P	001	002	003	001	002	003
ビジネス② (フルパッケージ3)	—	B2-3	61,700円	300P	160P	120P	120P	160P	160P	160P
	ファミリーパック	B2-F	89,240円	480P	¥25,680	¥19,180	¥19,180	¥25,680	¥25,680	¥25,680

月会費コース名		月会費	計算ポイント	ボーナス取得			ADIMAサービス	直紹介者カウント
				ファーストB	メインB	マッチングB		
月会費①	AS-B1	16,500円	100P	○	○	○	○	○
月会費②	AS-B2	10,000円	60P	○	○	— ※1	—	— ※1

※メインポジション(001)は月会費①が必須です。

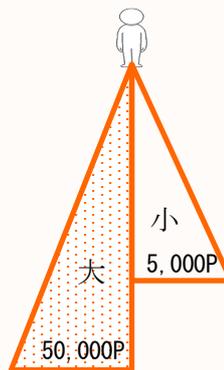
※追加ポジション(002以降)は月会費①または月会費②を選択できます。

※1 自己購入100P以上あれば直紹介者としてカウントし、マッチングボーナスを取得できます。

2. メインボーナス(バイナリー組織ボーナス)

【例】

- ・大系列グループポイント(小系列グループのMAX10倍)を対象とし、その月の取得タイトルに応じて3%~10%が取得できます。
- ・直紹介者は、左右2系列に構築する組織(バイナリー)で配置されます。
- ・左右ポイントが同じ場合、左系列を大系列とします。
- ・成績ポイントは【成績判定表】参照
- ・取得条件は、月会費を支払っている直紹介者(自己購入100P以上)が左右に1名以上いること。
- ・アクティブ直紹介者は月会費を支払っている(自己購入100P以上)方をカウントします。
- ・各ポジションの取得上限は2,000,000円です。
- ・1P=100円で計算し、10P単位ごとに計算されます。



小系列グループは5,000P、ゴールド(GD)の枠に該当するので取得率7%となります。大系列ポイント(小系列グループのMAX10倍)50,000Pが対象となります。※直紹介数(アクティブ)を満たしている

$$50,000P \times 7\% \times 100円 = 350,000円$$

【成績判定表】

タイトル		昇格P(小Gr)	直紹介数(アクティブ)	メインボーナス取得率(大Gr)小GrのMAX10倍	取得上限額	マッチングボーナス		
						取得レベル	取得率	取得上限額
ビジネスマンバー	BM	—	2	3%	2,000,000円	—	—	上限無し
ブロンズ	BR	1,000P	3	5%		1	25%	
シルバー	SV	2,000P	4	6%		2	20%	
ゴールド	GD	5,000P	4	7%		3	15%	
プラチナ	PT	10,000P	5	8%		4	10%	
ダイヤモンド	DA	20,000P	5	10%		5	5%	

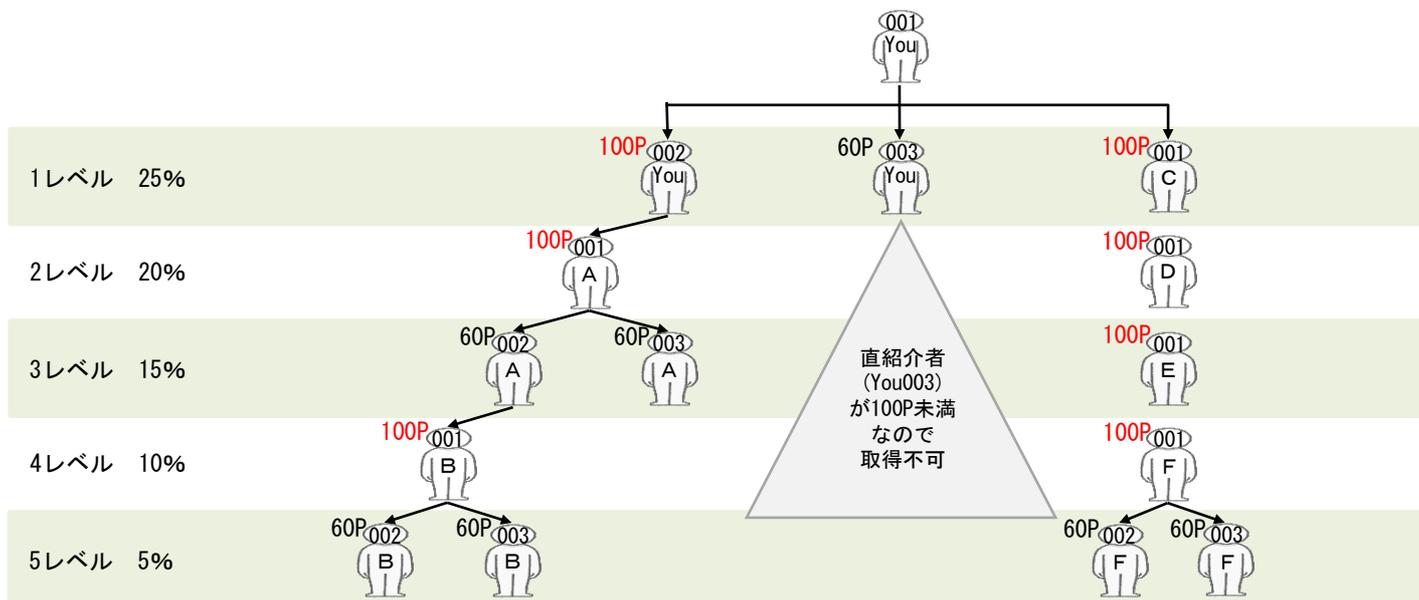
3. マッチングボーナス（育成ボーナス）

- 自身がブロンズ以上のタイトル者で、直紹介者（ユニ）がブロンズ以上のタイトル者である場合、その直紹介者を1レベルとし、以降の紹介者をカウントし最高5レベルまでを対象に、その人達が取得するメインボーナスの25%~5%が取得できます。また自身のタイトルがブロンズの場合は1レベル（25%）まで取得でき、シルバーの場合は2レベル（20%）まで、ゴールドの場合は3レベル（15%）まで、プラチナの場合は4レベル（10%）まで、ダイヤモンドの場合は5レベル（5%）まで取得できます。

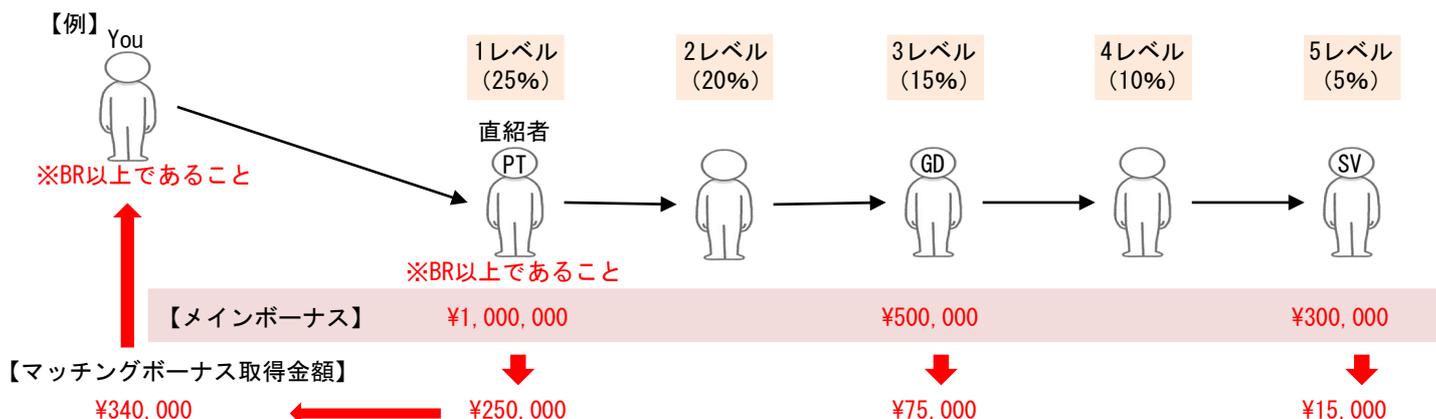
※ ボーナス取得するには対象ポジションで月会費を支払い、自己購入が100P以上であること。

※ 各取得レベルにおいて、そのポジションの購入ポイントが100P未満の場合は取得できません。

※ 直紹介者の当月購入が100P未満又は、直紹介者のタイトルがビジネスメンバーの場合、その系列は報酬取得対象外となります。



※赤字のポイントのポジションからマッチングボーナスが取得できます。



ボーナス規定

- ボーナスを取得するには、対象ポジションで月会費を支払い、アクティブであること。（P8参照）
- ボーナス計算は毎月末日で締め、翌月25日に指定口座に振込まれます。なお、ボーナス支払い日が金融機関休業日の場合は、金融機関の前営業日に振り込まれます。
- ボーナスは各ビジネス会員登録料と月会費に設定されたポイント（Pと表記します）を基準として計算されます。ボーナスは税込金額です。
- ボーナスは振込対象金額が合計5,000円以上から支払われます。なお、5,000円未満の場合は翌月以降に繰り越されます。ボーナス支払い金額が120,000円を超える場合は源泉徴収をおこない、事務手数料500円（税込）を差し引いた残額が振込まれます。法人登録の場合、源泉徴収はおこなわれません。各個人のボーナス明細はマイページから確認できますので、書面にて通知することはありません。
- ボーナス支払い後、解約などが発生し結果的に過払いとなったボーナスは、次回のボーナス計算時に清算いたします。なお、清算後マイナスが生じた場合はお振込みによる支払いになります。その場合は書面、もしくはメールでの通知をいたしますので、期日までに弊社口座にお振込みください。またその手数料は会員負担とします。
- 001ポジションで大系列が200,000P以上、かつ小系列20,000Pを達成した場合、001ポジションの直上にベースアップポジション（BAP）の追加（月会費①または月会費②と別途登録料4,400円が必要）が可能となります。
※ベースアップポジション（BAP）は001ポジションのみで最大3ポジションまで追加できます。また、ベースアップポジション（BAP）直下のポジションが紹介者となります。
※002以降の追加ポジション（月会費①または月会費②と別途登録料4,400円が必要）は001ポジションの下位に最大100ポジションまで追加できます。また、どのポジションから追加するかは選択できます。
- 報酬払い出しが全体合計売上げPの上限90%を超えた場合は、その範囲内でメインボーナス、マッチングボーナスが調整されます。

弊社からの解約など

登録条件「ビジネス会員登録2」(P4)の但し書きに該当する場合や月会費を6ヶ月連続で未納の場合解約扱いとなります。

※001ポジションが解約となった場合はその他のポジションも解約扱いとなります。

※違反行為については、「違反行為に対する処分」(P11)を参照

中途解約の制度

- 「特定商取引法37条2項」の契約書面を受領した日から起算して20日を経過した後は、入会后一年を経過していないことと以下に当てはまらない場合に本連鎖販売の解約(中途解約)をおこなうことができます。
 - ①初回セットの引渡しを受けてから90日を経過していないこと。
 - ②商品を再販売していないこと。
 - ③商品を利用・開封していないこと。(商品の販売を行ったものがその商品を利用させた場合を除く。)
 - ④当該商品の全部又は一部を滅失し、又はき損したとき。ただし、これらの解約は法人登録の場合には認められません。
- 連鎖販売契約および商品販売契約を解約した場合、ビジネス会員に対し、契約の締結および履行のために通常要する費用の額に、提供された商品と役務の対価に相当する額を加算した額と、これに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額の支払いを請求することはしません。

返品・不良品について

- お客様のご都合による返品や交換はご遠慮願います。
- 商品受取時に、必ず商品およびお届け内容をご確認ください。
- 品質管理には十分留意しておりますが、商品到着時の汚損や破損、および配送ミスがあった場合は、未使用品に限り商品到着後8日以内の返品・交換とさせていただきます。(なお、返金はいたしかねます。)
また、不良品の返送に係わる送料は、弊社にて負担いたします。その際、商品や添付品などは、お届け時の状態でご返品ください。(お客様都合による返品の送料につきましてはお客様負担とさせていただきます。)
- 商品をご返送する前には、メールまたは電話かFAXで、お客様のご注文番号とご連絡先(メールアドレスまたは電話番号)をお伝えください。こちらからあらためてご連絡いたします。
- 万が一、弊社へのご連絡無くお客様都合にて返品されました場合、大変不本意ではございますが、往復の送料実費と商品代金を含む金額をご請求させていただいております。

抗弁権の接続

弊社から商品などを割賦支払により購入したビジネス会員は、クレジット会社などの割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払の請求を受けたときに、当該商品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者(弊社)に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗できます。

相続および名義変更

- 相続に関しては1親等までとします。ただし、弊社が特別認定した方も含みます。新名義人は登録条件「ビジネス会員登録」を満たす方で、事業内容の説明を受け、ご納得のうえでご自身にてご申請ください。
- 名義変更は「各種変更手続き」にて姓名などをご本人に限り変更できます。

各種変更手続き

登録住所、商品発送先住所、登録口座、お支払い方法、登録コースの変更に関しましては、「登録情報変更申請書」等に記載のうえ、必要書類をADIMACROWNまで送付、もしくはマイページよりお手続きをおこなってください。

※ご本人に限り手続きできます。

ビジネス会員がプライドを持ち、ビジネス会員募集活動を健全におこなうことを目的に、特定商取引法および関連法規に基づき、下記の禁止行為を定めています。違反行為があった場合は、事実を確認したうえで「違反行為に対する処分」(P11)の条文に沿って処分します。

1. 不実告知

- ①商品セットの内容およびビジネス権利
- ②登録費用や商品セット購入などこの取引に伴う特定負担
- ③この取引において得られる利益(特定利益、ボーナス、紹介料など)
- ④商品の効果・効能をうたうこと。(〇〇が治るなど)
- ⑤その他、この取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項 上記について事実と異なる説明をすること。

2. 明示義務違反、事実不告知

- ①概要書面を交付しないことや、説明者の氏名、会社名、勧誘目的を伝えずに勧誘行為をおこなうこと。
- ②登録条件、特定負担、特定利益、ボーナス取得条件、契約の解除(クーリング・オフおよび中途解約を含む)について事実と異なる説明をすること。

3. クーリング・オフ、解約の妨害

4. 強引な勧誘行為

5. 虚偽記載/入力、名義貸借、代筆行為

6. 他社ビジネスの勧誘・斡旋および、取引先への迷惑行為

- ①弊社以外のビジネス行為のために、弊社の組織を侵害すること。
- ②勧誘するに際して、弊社以外の会社名やグループ名を用いること。
- ③取引先の事業に迷惑を及ぼす行為をすること。

7. 会社、講師、会員批判行為

8. その他、禁止行為

- ①弊社の許可なく、TV 宣伝、新聞雑誌広告、書面、キャッチセールス、インターネット、ホームページ、電子メール、FAX、DM、SNS などを作成し、配布、伝達すること。
- ②イベント・研修・セミナー・説明会などにおいて、許可なく写真撮影・録画・録音などをすること。
- ③規約として認められていない事項を自己の裁量で約束すること。
- ④個人情報の紛失、公開、流出すること。
- ⑤違反行為に関して、事実を隠蔽する行為、当事者へ接触する行為をすること。
- ⑥当社の許可無く、インターネット(オークションサイト、個人売買サイト)等を利用して、商品の転売をすること。
- ⑦その他、弊社が不適切と判断した行為をすること。

違反行為に対する処分

特定商取引法、消費者契約法および弊社の定めるコンプライアンス規定、ガイドラインに違反した場合、その程度により、資格解除(強制退会)、ボーナスなど報酬停止、活動停止、降格処分、注意、警告などの処分をします。処分対象者は、本人だけではなく、紹介者、アドバイザー、近親者などを含み、複数の処分を科すことがあります。別途、法的な罰則が適用される場合もありますので、充分にご注意ください。

個人情報に関する事項

弊社が取得した個人情報については、サービスを受けるために必要な提携先への提供、顧客管理のためにその系列への情報の開示がされる場合があることをご了承おきください。なお、個人情報の取扱いについては「プライバシー保護規定」などに基づき、厳重に管理保管いたします。



お問合せダイヤル
【サポートセンター】

TEL 050-5371-8273

FAX 050-5371-8274

合同会社 ADIMA CROWN

〒733-0003 広島県広島市西区三篠町 1-12-12-3F

TEL 082-509-1775 FAX 082-509-1776

<https://adimacrown.co.jp>